

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第八号

昭和三十三年四月十四日(月曜日)

午後二時二十九分開議

出席委員

委員長 南 好雄君

理事青木 正君 理事古川 丈吉君

理事井堀 繁雄君 理事島上善五郎君

大庭 健君 龜山 孝一君

久野 忠治君 淵上房太郎君

眞崎 勝次君 山本 利壽君

中村 高一君 森 三樹二君

出席國務大臣 郡 祐一君

出席政府委員 兼子 秀夫君

總理府事務官(自治庁選挙局長) 中川 重治君

委員外の出席者 警視監(警察庁事務局長) 皆川 迪夫君

總理府事務官(自治庁選挙局長) 同選挙課長 三谷 昇君

通商産業技官(公益事業局施設課長) 吉澤 武雄君

日本電信電話公社理事(業務局長) 笹森 建三君

参考人(東京電力株式会社営業部長) 小山 常次君

参考人(電気通信共済会広告課長)

四月十四日

委員大村清一君、菅太郎君、高橋順一君、三田村武夫君、森清君、松本七郎君及び横越重吉君辞任につき、その補欠として大庭健君、眞崎勝次君、久野忠治君、龜山孝一君、淵上房太郎君、中村高一君及び渡邊徳藏

君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人より意見聴取

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外八名提出、衆法第一号)

○南委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及び島上善五郎君外八名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案を一括議題とし、審査を進めます。

この際お諮りいたします。両案について、本日参考人として東京電力株式会社営業部長笹森建三君及び電気通信共済会広告課長小山常次君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○南委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、この際参考人の諸君に委員長よりごあいさつ申し上げますが、本日は御多用中御出席をいただいて、まことにありがとうございます。本日の意見聴取は質疑応答の形で進めたいと存じますので、さよう御承知いただきたいと存じます。なお、質疑に際して答えをせられる場合は、委員長とお呼び願って、委員長の許可を受けて、そ

のつど御発言なさるようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。

井堀繁雄君。

○井堀委員 参考人のお二人の方には、お忙しいところ大へん御迷惑でございました。ところが、実は、この委員会でも公職選挙法の一部を改正する法律案の審議の過程におきまして、修正の重要なポイントは、選挙運動の期間を従来二十五日のものを二十日間に短縮いたしましたこと、さらにはポスターを従来よりは増加するということ、この二点が参考人の方にお尋ねをいたしたい所でございます。この関係によりまして生ずる選挙運動の当面いたしますポスターをできるだけ有効に使用いたしたいという、選挙運動をやる方の側から、また選挙民の立場である、すなわち有権者の方の便宜をできるだけ効果的にという関係から、いろいろ審議をいたして参りましたところ、従来の経験からいって、一番ポスターの貼付の上の便宜であり、かつ実用的であるというのは、電信電話の柱であるというのには、電信電話の柱があるいは電灯線の柱をポスターの展示場所に使用することが最も適切だという見解が明らかになって参りまして、従来たまたまある場合には話し合いの上でそれを利用した例も数多いのであります。今回の場合は、電灯会社の方の管理に属するものと、政府事業であります電信電話公社の關係との二つに分れるのではないかと思います。そ

の両方とも全面的にその活用ができるようにわれわれはいたしたいものだ、かように考えまして、政府にその実現方をたびたび迫っておるのでありますけれども、実は、直接的にこの両者のお考え方を伺って、その実行に移る以外にないのではないかと結論に到達いたしましたので、こゝであらためてお尋ねをいたしたのであります。

まず、政府側の投資にかかります電信公社のいわゆる電信電話の柱を利用するということについて、吉澤局長の御見解を一つお伺いしたいと思ひます。

○吉澤説明員 私、電信公社の業務局長の吉澤でございます。今の御質問に對しまして、公社の見解並びに従来としておる方針をまず御説明申し上げたい、かように存ずる次第であります。

御存じのように、電信電話の柱は非常に電話の通信につきまして電気的の作用を及ぼすデリケートな役を果しておるのであります。この電柱が倒れたりあるいは破損するということは、電気的な作用にきわめて影響を与えるものですから、これらの保存につきましては常に細心の注意を払っておる次第であります。しかし、先年来、街路及び道路におきまして電柱がある、しかも電柱につきましては、公けの機関であるけれども、商業上必要なる広告活動といふものが活発に展開されてくるに従つて、こゝういふものについて一定の制限のもとに広告を許してもらえない

かという一般的な御要望があつた次第であります。私ももといたしましては、この広告につきまして、やはり商業活動上必要であるという見解をある程度考慮いたしまして、その広告をなすについて、先ほど申しましたように、電話の運営なり電話の保守に支障をきたさない、こゝういふ厳格な条件のもとに電柱の使用を許可しようということ、今日、電柱の使用につきましては、電気通信共済会というところは、公社職員が退職いたしまして、公社の事業に關係の深い業務を実行するための財団法人でございますが、それに一括しまして、この制限のもとに条件を付しまして電柱の使用を許している次第であります。その条件を申し上げますと、きわめて厳格なものである。電柱によりましては、ケーブルの立上り柱とか、あるいは配線面のついている電柱とかいふものは、これは絶対広告を許しておりません。それから、広告を許すにつきまして、地上何メートル、それから広告の巻き込みといふものが、あるいは突き出し広告といふものが、それぞれ所定の条件及び大きさ、太さといふものを一定いたしまして、常に、広告をした以上は、共済会をしまして監視並びに見回りの責任まで持たして実はやっている次第であります。

そこで、そのような電柱につきまして、公職選挙等の行われる場合におきまして、選挙ポスター、あるいは選挙委員会の公的な掲示といふものを許し

まり好ましくないというお話でござい
ました。広告すらも許されるのであ
るから、一定の制限のもとには私は当然
選挙のポスターぐらいは張らすべきも
のだと思います。ただいまの話を聞いて
おると、選挙は大事だとは言ってお
られながらも、考え方に非常に軽んじ
ておられるところがあると思う。私
は、選挙のたびごとに、候補者として
ポスターを張るところに非常に困るの
が実情で、そういう必要性があるもの
であるから、そのことをまず第一に取
り上げることが先で、広告を許して、
広告に対して選挙のポスターを張らす
ために損害賠償の問題が起るといふこ
とは、私は話逆だと思ふ。これは、
もしあなたの方で話がつけれなければ
ば、国家として私はこの順位をきめら
れるべきものと思ふ。広告の賠償問題
が起きたからといって、選挙のポスター
を張らぬというふうな国の根本の
考え方が私は間違っておると思ふ。も
しそういうような考え方で郵政省なり
あなたの方でやっておるのなら、広告
は一切やめて、御破算にして、もしあ
なたの方で経営が成り立たないなら
ば、これは国家機関でありますから、
国家として考えるべきだと思ふ。まこ
とに、公社の局長ともあろう者が、そ
の認識が私は非常に間違っておる、こ
う考えます。そして今、電信柱にはし
ごをかけたりますれば痛めることがあ
る、これは私もわかります。けれど
も、一定の高さにして、そういうのはし
ごをかけるような高いところに張って
はいかぬというのをきめておいた
り、また今のポスターをあととはがさな
ければならぬ、そんなことはどうでも
いい。張りっぱなしでもどうでもい

い。ポスターが張つてあるためにきた
ないからどうのこうのという、そんな
ことは枝葉末節のことです。そんなこと
は理由にならぬのです。国会議員の選
挙というものは国の政治の中心を動か
す大事なものです。それで公社があなた
のような態度なら、私は公社の態度と
してはもつてのほかだと思ふ。あなた
で話が終わらなければ、これは郵政大
臣も自治庁長官も関係して、この問題
は解決せなくちゃならぬ。今申し上げ
た通り、広告ならば、はしごをかけて
も場合によってはやっておるのではし
う。それで選挙のポスターに限ってな
ぜそれがいけないのか、その点を私は
伺いたい。

○吉澤説明員 私多少言葉が不足いた
しまして誤解を招いたやうでございま
すが、実際の問題といたしまして、広告
をやらしているものだから、そういう
ことは当然その範囲内でできるんじや
ないか。それは私も考えないわけ
じゃございませぬ。事実問題を先ほど
申したわけでございます。一定の条
件で電柱の広告を許しておる。こうい
たしますと、スポンサーというものが
ついておりますので、なかなかこれは
めんどろなことがあるわけですね。月々
幾らという使用料を納めておられます
で、それを電柱一本についての広告個
所というのに限って、それ以外は広
告できない。そこへ広告している以上
は、それだけの広告の許される範囲は
全部を利用しておる。これはトラプル
が起る事実があるのであります。そう
いうような点について、初めから広告
というものを認めなければいいじゃな
いかという説になりますが、実は現実
の問題を述べたのであります。共済

会に広告料をとられておる側として
は、やはり一応文句を言うことは考え
得るのであります。ことに、先年もそ
ういふ問題がありましたのは、相当条
件を約束いたしまして、選挙ポスター
などを張るということになったのです
が、やはり、張る方の側に立ちます
と、えてして現在広告をやっている
ところが一番見にくいのですけれども、
その上にべたべた張るというような事
態が起りますと、これはまた現場その他
においてトラプルがあつたのでありま
す。そういうような点を、一応実際に
一番大事な選挙ポスターについて、い
やしくも、張つた以上、手をつける
かあるいは汚損するといふことは相
済まないことではありますから、そう
いふことが完全に行われるという前提が
大事でございませぬ。そういう意味にお
いて、完全に履行されるならば、私
どもはやはりもう少し研究の余地がある
とは存じますが、一応申し上げたの
は、この前の方針というものがどうい
うような方針でできたか、そうしてい
ろのトラブルの起つた現実から見
ても、そういうようなトラブルは絶無に
するといふことを、選挙管理委員会
するといふ前提に立つていたのだんら
ば、うまくいくのではないかと、こう
いうことで申し上げたのでありまし
て、よろしくお願いいたします。

○古川委員 これは、電信柱に広告を
する前から選挙があるのだ、おそろく
広告の方があとだと思ふのです。その
電信柱にポスターを張りたいという要
望はずっと前からの話である。その要
望を退けて、しかも広告だけとお
るというのが従来のいきさつだと私は

思ふのです。私は、今の現実の問題と
しては、一応広告として料金を取つて
おる以上、今局長の言われたような
問題は起るだらうと思ひます。地方選
挙のように非常に候補者が多く、べた
べた張られては困るけれども、少く
も、国会議員ぐらいの選挙には、それ
を張らすことは優先的に張らして、広
告をする場合には、それを差しかえ
ない程度にして、広告の方を従にし
て、行き方を逆に考えるべきだと私は
思つております。この問題はここで
あなたに質問をしても結論が出ません
から、われわれの方でもゆくり考えま
して、関係者と相談をしまして、結論
を出していただくようにしたいと思ひ
ます。

私の質問はこれで終わります。
○青木委員 関連して。
今いろいろお話を承つたのであり
ますが、基本的にはただいま古川委員
の申し上げた通りだと思ふのです。そ
こで、ただいまのお話を承りますと、
選挙あるいは自治庁方面で、ある程度
制限と申しますか、それを確約して、そ
れが守れるならば考へてもいいとい
うような口ぶりに何つておるのであり
ます。そこで、この問題は——私は埼玉
であります、埼玉におきましては、前回
の選挙で、選挙とそれからたしか公社側
だったと存じますが、話し合いの上、電
話線だけは認められたのであります。
その結果につきましては、私もトラ
ブルを聞いていないのであります。そ
れから、電電公社の方ではトラプルと
いうことを非常におきらいになります
が、私も候補者側の方から申します
と、あれに張つてはいかぬという規定
になつておりますために、知らずに運

動員が、これは全く悪意も何もなし
に、見やすいといふことで、この運動
員が電柱に張る。ところが、そのこと
がそういう問題に取り上げられまし
て、そのために警察から電話がくる。
選挙から電話がくる。候補者側では、
電柱に張つてはいかぬという規定があ
るために、非常にそのためにトラブル
も起き、それから迷惑も受けておるの
であります。これは電電公社の方でも
いろいろ御迷惑かもしれませんが、候
補者側としても非常に繁雑にたえぬ
のであります。電柱に張つてはいかぬ
という規定があるために、運動員の方
が——これは運動員と申しましては、労
務者であります、全くそういう法
規上のごときはわかりませんから、見
やすいところに自然に張り出す、そのた
めに公社の方で困るということがあり
ますので、やはり、基本的な問題は、
私が申し上げるまでもなく、よくおわ
かりと思ふのであります。わすか二
十日間の選挙運動の期間でありますの
で、そのことは電柱に対してそれほど
大きな障害は与へぬと思ふのでありま
す。国家としても、非常に大きな国の
行事といふか、先ほど来お話がありま
すように基本的な問題でありますので、
トラブルを起さぬように選挙とはつき
り条件をきめてもいいと思ふのであ
ります。電電公社として国が選挙と
いうものに協力するといふ形をとつて
もらふ、そうすることがお互いにトラ
ブルもなくやれることじゃないかと思
ひます。

そこで、伺いたいことは、どうい
うな条件なら、電電公社の方では選
管、自治庁と話し合いができるのか、
また、地域的に申し上げまして、す

をういふ点について、条件というものをある程度おきめ願つたら、その張というのを私の方で承認いたしたい、こういうふうに考えております。従つて、過去においての問題は以上には実はそれをおそれおるのであります。今お話しのごとく非常に大事な点であると思ひますので、電柱そのものの使用について非常に大きく取り上げられてゐるということもよくわかりました。従つて、今後選挙管理委員会あるいは自治庁と話をしまして、その条件をよくじつくり双方話し合ひ、こういうふうにしていきたいと考えております。

○井堀委員　くどいようですが、明確に御答弁いただきたい。ポスターを張ることが絶対にいけないのか、条件を整へばいいのかということ

す。いいというなら、私がここで話をきめるという筋のものではない。あなたが言うように、責任ある自治庁でもいいでしょう。あるいは選挙管理委員会できめてもいいでしょう。条件をそのときにきめればいい。条件が整えばポスターを張らせるか、張らぬか、それをあなたははっきりと御答弁しておく必要がある。そうすれば、あのこととはわれわれ自治庁と話し合いもいたしましょう。それから選挙管理委員会の方とも話し合いをいたしましょう。何も今ここで個々の候補者の便宜をあなたに提供してくれというふうなことを言っているのじやありません。その点を、うやむやに、必要な条件さえ整えば——冗談じやありませんよ。あなたに条件をつけてくれとお願しているわけじゃない。できぬならできぬ、できればできるとはつきり言いなさい。そうすれば、その条件を責任あるところと話し合いをしたい、こういうことをはつきり言っているんです。

○吉澤説明員 条件をはつきりいたすことによってやります。ただし、その条件について自治庁の方の関係もありましようし、われわれの方の電気通信共済会の実際の業務をやっている、そういうところの意見も聞いて、そのお話し合いを進めていきたい、こういうふうな考えております。

○井堀委員 次に、通産省の公益事業局長にお尋ねをしておきたいと思えます。

も、一応株式会社として事業をやっておるのではありませんから、ある程度の点については公社と異なつた性格もあるの、これはそうきめておつてしまふわけにはいかぬものと思つております。が、一応、通産省の公益事業局長は、電気工作物規程などによつて、やかまし、めんどろな条件を付して監督しておるようであります。この点について、こういう選挙用のポスターを短かい期間——今度は二十日になるそうですが、貼付をするという事は、監督上の立場から差しつかえが起るとお考えですか、差しつかえがないというふうにお考えですか。差しつかえがあるということなら、これから参考人の方にお尋ねをしてもむだなんだが、差しつかえないというなら、その上に立つていろいろお尋ねをしていくことは意味があると思うのです。その点を、簡単にでつこうですから、お答えをいただきます。

○南委員 井堀委員にちよつとお断わり申し上げておきますが、通産省の公益事業局長の小出君がまだ出ておりません。かわりに施設課長の三谷昇君が来ておりますが、それで差しつかえありませんか。

○井堀委員 権限ある答弁があれば、それででつこうです。

○三谷説明員 私施設課長の三谷でございますが、局長にかわつて御答弁いたします。

という規則は別にありません。ただ、聞くところによると、いろいろ保安上にも支障があるので、電力会社の方で張ることを認めてないように聞いております。私の方として、保安上に支障がでることではある、これはやはり張ることは困ると思ひます。具体的にどういふふうなことは、ある場合には保安上必要なことも考えられるのでありますが、規則自体として、必ずしも常に保安上支障があるというところにはなつておりませんので、規則として禁止はいたしておりません。簡単にでございますが、お答え申し上げます。

○井堀委員 今のあなたのお言葉の中であまいだと思ひますのは、保安上何か支障があるような場合はと言われたが、私は何も無制限に使わせろと言つたのではない。二十日あるいは三十日と限られた選挙期間中ポスターを張るという点について、保安上何か支障がある、何かこういふものに対する規定がございませうか。私の知つてるところでは、これだけではないかと思ひますが……

○三谷説明員 工作物規程以外には、その関係についてはございせん。

○井堀委員 そのどこに保安上ポスターを張ると危険だといふことがございませうか。

○三谷説明員 電気工作物規程の上では、ポスターを張ることが直ちに危険であるとは考えておりませんので、先ほど御答弁いたしましたように、工作物規程の上ではポスターを張ることを別段禁止はしておりません。

○井堀委員 ポスターを張るというこ

とが、保安上危険であるということが規程の中になくことが明らかにになりましたので、次に、御出席いただいておりますお二人の参考人の方のどちらに伺つてよいか私の方ではわかりませんが、どなたでもけっこうですが、私どもの気がついておりますことは、すでに料金をとり、あるいはとることを約束して、広告を、すでに電灯会社です、出してゐるところがかなりあるやうであります。その上にポスターを貼付するといふことは、いうまでもなくその広告の効用を妨げることになるわけでありませうから、そういうことをむやみに許すことはいかがであらうかという心配は、われわれの常識としてわかります。しかし、広告を出してゐる方の側の都合がよろしければ、それも可能だし、あるいはそういうことを一々了解を得ることが困難だとするならば、その広告を全然してない電柱の上の方やいろいろあるやうであります。が、そういうところで選挙に御協力下さる考えがございませうか。

○笹森参考人 東京電力の営業部長の笹森建三でございます。

一応御説明いたしますと、そのやつていますことを簡単に述べた方がよろしいかと思ひますが、電柱の広告につきましましては、かれこれ三十年以上も前、昭和の初めからやつております。ちよつと電灯公社さんがやつておられるように、電灯公社というものが引き受けてやつております。これの契約は地上四尺から上の方六尺、つまりその範囲においてやることになつております。それから、もう一つ、高圧のケーブルの立ち上りといったような保安上危険なものについては、これは厳

密な制限を付しております、完全なる処置をしながら電力会社の立ち合いでやらなければならぬ、こういうようなことをやつております。結局、地上十尺以上といふと、大体腕木が乗つていたり、それから変圧器の腕木を張つてある斜めの金があつたりしますので、地上十尺までを認める、こういうふうなことで三十年以上の期間やつて参つております。従つて、保安上の問題から申しますれば、そういうものに触れるところは、実際問題としてやはり感電の危険性がございませう。そういうことでやつて参りました、電灯公社との間では、関東一円の電柱全部についてその高さの範囲内においての広告権を認めております。従つて、地ぎわから地上四尺までの高さ、それから地上十尺以上の高さから上までというものは、もちろんこれは会社側に権利があるわけでございます。そういう実情になつております。

○井堀委員 そうしますと、電灯公社というのに、あなたの方では、地上四尺までの間の広告についてはおまかせしてゐるというふうにとれますが、そうですか。

○笹森参考人 それはまかしてない部分でございます。

○井堀委員 そうすると、まかしてない部分がかなりあるわけですね。その部分は選挙のときにポスターを張るのにちよつと格好なところですがね、四尺といふと、その広告してない部分を使用することには事実上何か故障がありますか。広告社と契約した以外の部分が残りましよう。その残つておる部分は、何か不都合があるから残して

あるのですか、あるいは広告価値が低いから相手あまりほしがらぬのか、その辺はどうなんでしょう。

○篠森参考人 ヤはり、地ぎわから四尺までございますから、これは広告価値がほとんどないと思してもよろしいと思えますし、どぶの多いところなんか、そこそはねもかりますし、自転車もひつかりますし、これは長年のいろいろなことで広告価値がないと認められておるところでございます。

○井堀委員 私ども、しろうとで、よくそういうことがわからねのですが、とにかく、一見してかなり広告してない部分、余白があるようで、そういうところはポスターの張り場所としては一応考えられるとわれわれは思っております。そこで、それ以外の広告社との関係がどうなっておるかというのをあなたにお伺いすることは、少し行き過ぎた質問になりますから、遠慮いたしたいと思いますが、一応その電灯広告社と選挙管理をやっておる方との話し合いがまとまれば、あなたの方は別にそれに対してはとやかく言わぬで済む、こういうふうに考えてよろしいですか。

○篠森参考人 先ほど電電公社さんからもお話がありましたように、私ども広告のことはじかには扱っておりません。電灯広告社が直接やる、あるいはさらに代理店やら下請にやらせる、そういうことになっております。そうして、結局はその収入の一定額は貸付料としてわれわれの方の収入額になります。広告料総収入の比率においてわれわれの方が貸付料をとっております。従って、その金額の問題は、会社の維

収入といえますか、会計処理科目は電気料収入ではありませんので、当然会社の収入としてあげておりますし、電気料金算定のときにも当然これは入っております。電気料以外にそういう収入を入れて、従って、総括原価に対する収入の状況を見て電気料金というものが決定されております。そういう関係で、先ほどもお話がありましたように、すでに電灯広告社と広告主との間に契約がなっております。契約に従って毎月広告代金が入ってきているという点から、その広告を阻害するということはおそらく契約違反の形が出てくるというところから考えられるわけでありまして、従って、今のお話から申しますれば、われわれ自体としても、そういう問題が、損害賠償があるいは広告料収入が減ってくるというか、そういう問題があらわれますれば、やはり広告社だけにまかせざるわけにはいかないから、もう少し研究しなければならぬ問題があるように考えられるのであります。

ちようどこの席にお話のありましたのは、土曜日のお昼過ぎにあつたそうでございますけれども、私ここに出てくる前に朝からまた用事がありまして飛び回っておりますので、出てくる直前に話を聞いて出てきたわけでありまして。従って、電電公社の局長さんともここで初めてお目にかかったわけでありまして、やはり同じ悩みがあるものだなと思いが、今お話を伺ったものばかりでありまして、やはり契約したものをそれによつて阻害するといふ点が一つ、それから、作業をしますときに、どうしてもポスターを汚損するといふことがたびたびございます。

われわれの方ですと、仕事をするとき、スパイク・シューズでひっかけながら上つていきます。従って、すべらなくても穴があく。すべればなおのことです。ことに夜の作業が多いものですから、そういうポスターを毀損するチャンスが多いのであります。さらにまた、電柱立てかえの問題がかなりあるわけございまして、大体一年間に相当数にかく立てかえております。あるいは腐つた電柱を削つて根継ぎをやつておりましたり、そういう作業の場合に、やはりポスターに対する損傷が起るという問題がございまして。第三番目には、やはり過去の経験において、いつもあと撤除について非常に苦労しております。そのために一たん塗つたペンキがはげていくものがある。撤除ばかりでなく、さらにペンキ自体あるいはエナメル自体をいためるという事態も過去においてはたびたび経験しております。それから、やはりこれも過去において経験したことでありまして、一応ポスターを張ることを認めましたときにも、実際皆さんがおねらいになるのは、広告価値が多いところをおねらいになる。広告価値のないところは捨てて願ひな

うしたらいいかということについての研究はまだ足りないと思ひます。また同時に、これは私うちに帰つて相談しなければならぬこともございまして、あるいは広告社との話もありまして、さらにもう一つは、公職選挙というよる全国の問題でありますれば、私は関東地域だけの話をいたしておりましたので、全国の問題であるという、各電力会社等もおのおの違つた契約——私つまびらかにいたしておりませんけれども、おのおのその地域において違つたいろいろなことがあるだらうということが考えられるのであります。そういうことで、実は本日出席します準備も足りません。よくお話しをお伺いしまして、考えさせていたきたいと思ひます。

この機会に通産省のお考えを明らかにいたしておきたいと思ひましたが、大体以上のあれでよくわかりましたので、あとは自治庁の……。

○青木委員 関連して。ただいま井堀委員からもお話がありましたので、それ以上贅足を加える必要はないと思ひますが、東京電力側、また電電公社側、通産省側におかれまして、電柱をポスターに利用させていたきたいという議員側の考え方は、単に公職選挙法の委員会だけの考え方でなくして、ほとんど全議員の強い要望なんでありまして。そこで、いろいろな従来の行きがかりもあると思ひますが、積極的に協力するといふお気持ちで、条件なりその他御検討をお願いしたいと思ひます。であります。初めから、これはめんどろくさいからやめだといふお考えで御検討になるのでなしに、何とかして協力するといふ積極的なお気持ちで御検討をお願い、そして関係方面とお打ち合せいたしたいと思ひますのであります。

○井堀委員 電灯会社の方にはいきなりお呼び出して、はなはだ失礼いたしましたのであります。目的は、もう説明するまでもなく、十分おわかりいただいたことと思ひますが、事実上はなほだしい御迷惑をかけたり、あるいは建造物の使用目的に障害が起るようなことについては、これはもちろん遠慮しなければならぬことだと思ひます。選挙法の精神から参りまして、今回選挙法改正をいたしました重要な部分であります、莫大な国費を使つて行います公けの行事でありますので、そのポスターをせつかくふやして選挙の目的を効果あらしめようとする本法案を審議しておりますこの委員会といたしましては、ぜひそういう建造物の使用が合理的に行へるよう願つておるわけでありまして。そういう目的に十分御理解いただいて、御協力を願ひたいと思つております。

○小山参考人 私は公社の柱を拝借して電柱広告をやつておるものであります。この広告を始めるときには非常にやかましい制限がありまして、現在きめられた範囲以外のものは、絶対に

○井堀委員 電灯会社の方にはいきなりお呼び出して、はなはだ失礼いたしましたのであります。目的は、もう説明するまでもなく、十分おわかりいただいたことと思ひますが、事実上はなほだしい御迷惑をかけたり、あるいは建造物の使用目的に障害が起るようなことについては、これはもちろん遠慮しなければならぬことだと思ひます。選挙法の精神から参りまして、今回選挙法改正をいたしました重要な部分であります、莫大な国費を使つて行います公けの行事でありますので、そのポスターをせつかくふやして選挙の目的を効果あらしめようとする本法案を審議しておりますこの委員会といたしましては、ぜひそういう建造物の使用が合理的に行へるよう願つておるわけでありまして。そういう目的に十分御理解いただいて、御協力を願ひたいと思つております。

○南委員長 それでは、電気通信共済会広告課長の小山常次君が意見発表を求めておりますから、これを許します。小山常次君。

○小山参考人 私は公社の柱を拝借して電柱広告をやつておるものであります。この広告を始めるときには非常にやかましい制限がありまして、現在きめられた範囲以外のものは、絶対に

きに、もうすでにスポンサーをとってしまつてある。注文しておつて、すっかり看板を作り上げて行つてみたら、

措置の法律の中でも、それぞれ一つの
 国の意思というものが定められておる
 のですから、そういうものを曲げて、

つかえないという見解と、多少営業用にたとえば広告料を徴収しておりまする建前上、どのような手当をすればよ

卒の候補者を周知せしめるということ
 は、すべてのことに優先することでは
 ないから、そのような建前で強く
 言いますから、そのような建前で強く

ば言い過ぎかもしれませんが、非常に消極的である。この理由を本会議でも私は総理に御答弁を求めたのであります。

で、関係者、そこにおる人たち、それに関与する人々、目撃者、大きく申せば国民全部の御協力を得て、その供述を集積していく、こういう作業にならざるを得ないと思うのでござい

す。従つてそういういろいろなことがございます。うわさから始まりまして、うわさに基きまして直ちに逮捕するわけに参りませんけれども、うわさに基きまして関係者の供述を集積いたしまして、その集積に基いて関係者の犯罪を剔抉していく、そういう作業を進めておるのでございます。これは犯罪統計で明確に出ておるのでございますけれども、警察が検挙いたしました犯罪は、公職選挙法の犯罪のうちでは買収の罪が一番多いのでございますけれども、われわれ買収の罪ばかりやつておるのはございませんで、いわゆ

る形式犯も選挙の公正を確保するために努力してあるのでございますけれども、買収については大へん努力しておるといふことは、数字の実績から見ましても御了得いただけるのではないかと思っております。犯罪の捜査のやり方といったしましては、物的証拠の比較的小い犯罪でございますので、関係者の供述を積みいたしますので、裁判では証人ということにならうかと思ひますが、それを集積いたしましたので、さらにそれに基く物的証拠の収集もいたしました。

して、買収の罪というものも相当検挙をいたしておるのでございます。皆様の目から見れば、存在する犯罪に比して検挙が少いのではないかと、いう点もあらうかと思いますが、そういう比較的物的証拠の少ない犯罪でございますけれども、國民の協力によりまして、關係者の供述を集積することによつてこ

して、買収の罪というものも相当検挙をいたしておるのでございます。皆様の目から見れば、存在する犯罪に比して検挙が少いのではないかと、いう点もあらうかと思いますが、そういう比較的物的証拠の少ない犯罪でございますけれども、國民の協力によりまして、關係者の供述を集積することによつてこ

の犯罪は剔決することができ、こう
思つておるのでございます。

〔青木委員長代理退席、委員長着
席〕

○井堀委員 今度の選挙法の改正で二
十五日を二十間にする。選挙運動期間
が短くなるので、そういう犯罪は、従
来の傾向をそのままだとつてくるとす
れば、非常に効率化というか、短時間
に行うのですから、むしろそういう犯
罪の傾向はふえてくると見るべきなの
です。それから、あなたもおっしゃっ
ておりますように、物的証拠を選挙中
に把握するということは、選挙という
ことはとにかくとして、選挙運動期間
中に捜査がある程度完了してないとい
ものにならぬのです。選挙が終つてし
まつて、当落がきまつてしまつと、落
選した方は家外処罰にまで行くが、当
選すると別の圧力が加わつてくるとい
うことも、ほかの犯罪捜査と違つて、
困難な事情の一つであらうと思つて、こ
れは例をあげてお尋ねすればすぐわか
ると思つて、今の警察行政の中
で、選挙取締りに関しては旧態依然だ
と思つて。ほかのものは全部変つてき
てゐるのに、そこだけ取り残されてゐ
るんじゃないか。先年私も選挙関係
の調査で山梨県に参りました際、当事
者の述懐を聞いて、これはよほど考え
なければいかぬと思つた。たしか山梨
県の秋山村といつたところが、村長選
挙で一村全部がかった。これなんかは
旧態依然の捜査からくる一つの結論を
報告したにすぎぬと思つて。あつとも新
味がないんですね。科学的な捜査なん
というものはもちろん入つていない。
それから、民主化された日本のあらゆ
る機構が成熟したにもかかわらず、

警察だけは、旧態依然として、聞き込
み、投書でしよ。どうしてわかつた
かといつたら、これは聞き込み、投書
なんです。仲間げんかなんです。そう
して見つかつたときには村中に蔓延し
ておつた。僕は、選挙の取締りという
のは、一つには、警察の捜査というも
のは、ただ犯罪を見つけさえすればい
いというこじやなくて、事前に防止
するという近代的な機能というものを
警察行政の中に持たせることだと思
ふ。ところが、警察の威力なんて問題
にならぬのだね。最初からそんなもの
は違反だと知らぬわけはないのです。
知つてゐるのです。法律を全然頭か
ら無視して選挙をやつておる。それか
ら、別の意味で、常時啓発の運動が浸
透してないからといふことを選挙管
理委員会では言つておりましたが、そ
れもその通りなんです。しかし、そ
うじゃない。常時啓発といふものは、何
も選挙管理委員会と自治庁だけの仕事
ではなくて、警察行政の中にもやはり
そういうものが同じように成長してい
かなければならぬ。それがちつとも
ないんだね。こういう点何か今度新し
いのを出しますか。

○中川説明員 犯罪防止と選挙の關係
でございますが、これはすべて共通す
ることです。とりわけ、選挙につきま
しては、選挙ももちろんけつこうでござ
います。犯罪防止の役割を果さぬ
のは無意味である。これはごもっとも
であります。ことに、選挙の罪につき
ましては、公職選挙法の六条に規定
がありますように、啓発宣伝關係は選
挙管理機関が主としておやりになる建
前になっておりますので、選挙管理機
関と捜査に當る警察とが、そこに緊密

な連絡をとりまして、啓蒙活動をする
わけなんです。ところが、公職選挙法六
条の建前もございまして、なるべくは
選挙管理機関の啓蒙宣伝にお願いす
る、そうして警察としては証拠を集め
て犯罪捜査に當る、こういう建前で
ずっと一貫しておりますので、今後と
もこれを徹底して参りたいと思ひま
す。

○井堀委員 あなたはうまいことを
言つたと思ふ。あなたの今の御答弁は
今まで何なかつたことなんです。確
かに、選挙法の第六條の常時啓蒙並
に周知に關する問題は、これは警察と
選挙管理委員会とが緊密な連絡をいた
さなければならぬ重要な事項なん
です。しかし、實際的にあります。ど
ういう形で今連絡をつけ、どういう形
で有機的な捜査がそこから起つてお
りますか。具体的に一つ御答弁願ひま
す。

○中川説明員 これは、御案内のよう
に、公職選挙法の六条には選挙違反に
關することを選挙管理機関がやると思
ひてあります。それで警察と選挙管理
機関が具体的にやつておることを申し
まして。中央におきましては、自治
庁とか私の方とか法務省とかそれぞれ
會議をやつておまして、個々の問題
について打ち合せをしております。中
央の打ち合せのほかに、各都道府県
ごとに――衆議院の選挙の場合には都
道府県ですが、都道府県ごとに、地方
の都道府県警察とそれから選挙管理機
関との打ち合せを常時やりまして、一
般的な打ち合せもやつております。そ
れからさらに、個々には犯罪らしきも
のを警察で見つける場合が比較的多い
のでございます。そして内容により

ましては警察みずから検査する場合も
ございまして。ところが、犯罪としては立
証上相当疑問がある、ただし、警告その
他の措置によつて、これを制止した方
が好ましいという問題は少くございま
せん。そういう場合には、警察は選挙
の方へ通報いたしまして、選挙の方か
ら警告その他の措置をやつていただい
ておるのが現状であります。それは、
過去もやりましたけれども、今後とも
大いに徹底してやりたいと思ひます。

それから、さらには、公職選挙法が
變つた場合その他につきましては、い
ろいろな犯罪關係のこまかい点もござ
いますので、警察と選挙管理機関とこ
まかい点も打ち合せまして、選挙管理
機関の手から、候補者あるいは事務長
の方々を通じて、選挙運動員の方に徹
底していただくという措置を講じてお
ります。

○井堀委員 常時同じ屋根の下に大体
地方はあります。県庁の建物の中で
から……。だから、廊下も通じており
ますから、しよつちやうかい機会があ
るでしよ。しかし、具体的に第六條
の精神を警察官がどのように把握し
て、どういうように警察行政の中で生
かしておるかといふことについては、
あなたは御答弁できるならしてみて下
さい。やることは、お茶飲み話をやつ
たり、あるいは、選挙中に警察でや
るよりは、選挙管理委員会に注意し
た方がいい。それはあり得ることだ
です。そんなことは当りまえです。そ
れは常時啓発と何の關係もありはしな
い。常時啓発といふのは、今までは特
に予算もなかつたからろくな仕事もで
きなかつたが、今度は予算も少しだけ
れどもついた。それでいろいろやつて

おるようです。なかなかこれは有効に
金が使われておるようです。今まで
やつておる常時啓発の事業の中で、ど
ういうふうな警察が連絡をとつて、ど
ういう形で動いておられますか。

○中川説明員 選挙と警察の關係を、
問題を分けて考えてみたいと思ひま
す。常時啓発の中に、御承知のように、
一般的に国民として、公民として選挙
権を適正に行使する、そういう運動
を展開するといふ面が重要な要素だ
と思ひます。それと、もう一つは、そ
の重要な要素から派生する問題です。不
幸にして違反らしい行為をする人間があ
る、そういうことを消極的にチェッ
クする。選挙のやられる内容としてそ
ういう二つの機能があると思ひま
す。

前段につきましては、これは警察も
一般に協力いたします。警察官が行つ
て講演するのめいがかと思ひます
が、そういう点は、選挙が中心にな
られまして、適当な人物をお選び願つ
て、公民としての自覚について啓蒙宣
伝をやつていただく。これについて警
察官が行つてやるということとはござ
いません。

後段の方は、そういう話を通じてう
まくいけばすべて解決するのですけれ
ども、不幸にして違反らしきものが行
われる、こういう点については、そ
の検査と、一般的の啓蒙という分野が
あつたと思ひます。それにつきまして
は、個々の打ち合せによつて、その問
題を解決していく、その打ち合せを
しよつちやうやつておる、こういうこ
とであります。

○井堀委員 それでは結論を伺いま

○中川説明員　　とういうことだと思う

法の精神に徹して厳正公平にやる。いつも、厳正公平にやれないのです。警察権に關係がくちばしをいれるような警察ではだめですよ。片方は選挙管理委員長が独立しておる。それは調子がそろつてないのです。あなたが動く、とかく政治権力のかいらいにならざるを得ないような悪い地歩がそこにできておる。そういう点を認識されるべきだということを私は強く警告をいたしておきます。これに答弁は要りません。選挙の取締りについては、よほど気をつけて、積極的な民主的な選挙のあり方に御協力を賜りたいと思います。こう思ひまして、私の質問を終ります。

○南委員長 森三樹二君。

○森(三)委員 井堀委員の続きを。ちよつと中川さんに質問しますが、井堀委員からも非常に実質犯の検査について強調されましたが、私はそれなくではほんとうの選挙の公正はできないと思う。甚固伝うるところによれば、今度の自民党の選挙資金というのは、たとえば、岸派では一人の候補

者に二百万円、公認料を渡す。河野派では四百万円渡す。大野派では、これに負けないで、自分の派閥関係者には三百万円渡すというようなことが、新聞に堂々と出ているのです。私はこれに持つております。この間も岸総理に對してそのことを質問した。ところが、法定費用といふものは、御存じの通り選挙法上百九十四条によつてきめられておるでしよ。各選挙区ごとに議員定数でもつて有権者の数を割つて、その数に七円を乗じたものが法定費用

ですね。それはあなたも御承知の通り。従いまして、たとえは有権者が五十五万人あつて、そして定員五名という私の選挙区のごときは、選挙費用が七十七万円となつております。七十七万円あれば実質的に行はれます。しかし、実際には三百万円使つて、四百万円使つて、私は実際驚いてゐるんですよ。自民党の諸君の中には一千万円くらい使つて人がざらにあるといふのです。(いやそんなことはない)と呼ぶ者あり)古川君のようなそういう良質の人は法定費用でやるでしょうけれども、実際に一千万円も二千万円も使つておる。この間私はある新聞記者と話をしたら、森さん、どのくらい選挙費用を使うか。そうだね、僕は百万かそこらだろう。それはうそだ、そんなことは絶対ないと言ふんだ。うそだと言ふけれども、実際はそれでやるのです。ところが一方は、とにかく単位はこちらは百万で、向うは千万だ。違ひ。明らかにそういう点から選挙違反という問題が起きているのです。井田君が強調されましたけれども、あなた方はポスターとかあるいは文書の違反をあげるけれども、この事前に使われている莫大な選挙運動費用というのに対してメスを加えなかつたら、選挙の公正はできないですよ。どうお考えになりますか。ああいう膨大な資金を渡して選挙をやるといふことに對しては、あなたは新聞をこらんになつてゐると思ひますが、とにかくも公認候補に對しては二百万円渡すことは確実らしい。それでも法定費用を超過しているのは確かです。現在選挙区に歸る者に対しては、自民党では少くとも二十万円ないし五十万円のも

のを持つて歸らす。これでもつて一つ選挙区の手入れをしてこい。年末にはもち代を三十万円ずつ渡してゐる。議員はみな歳費をもらつて、そういうやつてゐるわけですよ。どういふわけでも、私はこの間も岸總理に言つたけれども、総理は、そういうことはやつていない、知らぬと言ふ。しかし、事実上そういう莫大な事前運動の費用がばらまかれる。これについてあなたはどういふようにお考えになつてゐますか。

○中川説明員 私ども警察は、公職選挙法に規定されております犯罪を、正確、確実にこれを検挙して参る、こゝういふ建前で一生懸命努力して参つております。今後とも努力いたします。ところが、われわれは努力は大いにやりますけれども、方法にいろいろな端緒がありまふけれども、個々の犯罪は、森委員御存じのように、具体的な事件を個々具体的に立証していく以外に方法がありません。それで、いろいろな方法を参考にしながら、具体的な事件を具体的に立証するといふことを着実にやつて参りまして、困難な面もありまふけれども、刑罰権の発動については適正を期したい、こゝういふように考へております。

○森(三)委員 そこで、いよいよ選挙が始まるわけですが、事前運動の取締りといふことを今どのようにやつておりますか。事前運動で現在検挙になつた者がありますか、どうですか。実際に余るような事前運動をやつておるのだが、これに對してどういふような取締りをあなたの方でやつてゐるか。現在そういうものであつてきてゐるような者があるかどうか。

○中川説明員 事前運動の關係はしばしばこゝでも申し上げたと思ふのですけれども、事前運動の取締りはやつております。やつておりますが、各般のいろいろなさまざならしい行為が各地方にばらばらあるわけですよ。そういう点は選挙でも御尽力願つておりますけれども、私も、私も、捜査の面からして、そういう点の集積をしております。集積をして現在一つも検挙してないのかとおっしゃいますけれども、検挙するためには、森委員も法律の専門家のだから恐縮ですがけれども、個々の事件を、当選を得たは当選を得る目的を持つて、こゝういふようになりまふと、立証上若干時間を要します。その点は一つ御了承願ひたい。と申しますのは、事前運動の取締りは、刑罰権の発動といふ面は若干立証上おくれるといふことは仕方がない、こゝういふ一つの技術上の欠陥があるといふことは、御了承願ひたいと思ふのでございます。

○森(三)委員 私の知つておる範囲では、その候補者の方は、今度は自分が非常に不利だ、だから、金はふんだんに使つて、今のうちに――選挙運動期間が短縮になるのでありますから、事前運動に力を入れなければならぬ。現在も選挙は中盤戦だといふれてゐるんですよ。実際にまたそういうことがいえるんですよ。選挙運動期間が短縮されればされるほど、事前に運動をしておかなければ選挙にならないわけですよ。だから、告示になつてスタート・ラインに候補者がみな並んで、スタートのピストルが鳴つた場合には、すでもうそこでもつてハンディキャップがついてゐるんですよ。スタート・ラインについていたときに、もう勝敗がある

程度についているようにしなければいけません。いふことを言つてゐる。もう盛んに事前運動をやつてゐる。こゝでもつて、名前を言うのははかりまふけれども、そういう状況です。極端にいへば、今度選挙運動期間が二十五日から二十日になるけれども、これが十五日になり十日になつたらどうします。

短ければ短かいほど、事前運動といふものが活発になることは当然です。これは常識でお考えになればわかると思う。そういう問題も十分お考えになつて、選挙運動期間が短縮になるといふことについては、こゝういふ弊害も現に起きているといふことも十分お考えになつて、いふゆる実質犯罪の供へ、買収といふような問題について、徹底的に一つ取り締つていただきたい、このように考へておりますが、この選挙運動期間の短縮と供へ、買収その他の事前運動をどういふふうになつたは、お考えになりますか。

○中川説明員 私どもの従来の経験に徴しますると、事前運動で非常に犯罪が多くなるのは、比較的予定された選挙といひますか、たとえば任期満了または任期満了に近い選挙の場合に多い。選挙後わずかの期間で突然解散になつた場合には、比較的事前運動が少いといふのが、従来の例でございませう。そこで、今おあげになりました事例のうちで、事前に金品を出して当選を得たは当選を得る目的でといふことがはつきりした場合に検挙された例も、過去においては少くございませぬので、今回もそういう事例があれば検挙させることになるだらうと思ひます。

○森(三)委員 今中川さんの例で、抜

き打ち解散のようなものは少く、たとえば、予定されてゐる、参議院のような任期がはつきりしてゐるものは十分事前運動のことが考えられる、こゝう言ひますけれども、もしならば、私申し上げるけれども、もう今国会の解散といふことは常識的になつてゐるのです。すでに十二月解散、一月解散といつてだんだん押してきておりますが、現在今月の二十四、五日ごろに解散といふことは一般の常識になつてゐるのです。岸總理といふことも何日にするといふことは言ひませぬけれども、四月中に解散をするといふことは、はつきり言明しておりますから、あなたのおつしやるようなものではないのです。四月に解散といふことは常識になつてゐるのですから、今盛んに選挙運動をやつてゐるわけですよ。議員諸君は、ほとんど国会にないで、みな選挙区に歸つてゐるじゃないですか。こゝういふ実情を十分把握され、その点は十分お考えにならなければならぬ。抜き打ち解散といつても、もう現在解散の日がほとんどはつきりきまつてゐるようなもんじやないですか。私はこれについて郡さんにも質問するつもりですけれども、たとえば、市町村長の選挙とか、あるいは市町村会議員の選挙とか、あるいは県会議員の選挙とか、あるいは参議院の選挙といふように、日にちのきまつたものについて、事前運動といふものははつきり區別できるけれども、衆議院のようにいつ解散になるかわからぬものに対しては、非常にやりにくい点はあるかもしれませぬ。けれども、今日のようにこれだけ切迫しておれば、これは取締りを厳重にやつて差しつかえないのです。

よ。現に空気がそういう空気になって
いるじゃないですか。今日のこの衆議
院の解散に対してあなたはどういうふ
うにお考えになりますか。

○中川説明員 森委員御指摘のよう
に、最近衆議院が解散をするというこ
とに關連するのだと思いますが、この
二月前後以来そういう状況でございま
すので、私どももいたしましては、自
治庁の選挙管理機関ともよく相談いた
しまして、二月十日だったと思ひます
が、二月十日付で、自治庁におかれま
しては、選挙管理機関を通じて、選挙
の事前運動にまぎらわしい行為を抑制
する方途について大いにやっていただ
く、こういう意味の通牒をお出し願
うたわけでありました。それに即応いた
しまして、警察といたしまして、選挙
管理機関と連絡を密にして、そうして
事前運動として犯罪または犯罪類似の
ものの内偵を強化して、その犯罪の検
挙に努力すべし、こういうことを各府
県に徹底して、現在その措置に備えて
いるわけでありました。

○森(三)委員 そこで、私は、選挙運
動期間の短縮という問題は、事前運動
というものを必然的に活発ならしめる
ということを考えているのですが、こ
れに対して部長官はどういうふうにお
考えになりますか。

○郡国務大臣 私は、これを極端に現
在一般の市や町村でやっておりますよ
うな期間の短縮をいたしましたら、問
題の角度は別になるかもしれませんが、
けれども、現に大正の末期にきめられ
ました期間というのを、今日五日間短
縮をいたします。二十五日間で参議院の
全国区もいたしており、参議院の一県
単位の地方区もいたしている、こうい

うような状態でそれぞれ選挙運動が行
われておりますときに、二十日間とい
う期間には必要であり、かつ十分な
期間だと思ひます。従ひまして、二十
五日を二十日間にいたしましたために
事前運動が起り、あるいはそれを動機
として事前運動が特に激しくなるとい
うような場合には私は考えません。た
だ、前にも申し述べましたが、二大政
党対立のもとでは、政党の政治活動が
平素においても活発であり、各候補者
は、その所属の政党の政策のうち、い
かなる点に自分は重点を置いていくか
という点を国民の前に訴えるという傾
向が出てきているように思ふのであり
ます。それでけつこうなことであり、
また、さういふにいたしますならば、二
十日という期間で十分であらうと思ひ
ます。今後の選挙運動が政党の活動に
重点を置いて参るという移り変わり方
は、イギリスにしましても、アメリカ
にしましても、またこれからの日本に
しましても自然な傾向であり、そう考
えますならば、二十日は十分な期間だ
と思ひております。

○森(三)委員 長官は二十日が適当な
期間だというお考えで改正案を出し
なつていらっしゃるわけですが、私は
は二十日間には反対している。反対す
る理由は、新人の当選を非常にはばむ
ものであるということや、あるいは金
がからぬようにするという表面上の理
由もいろいろありましようけれども、
も、何と云つても、従来二十五日であつ
たものが二十日になるというので、期間
が短縮される。それでもつて選挙が始
まると、あつという間に済んでしま
う可能性があるから、できる限り事前運
動に力を尽さなければならぬというこ

とが甚だ流布されて、すでに選挙運動
にかかつておるのです。私が先ほども
申した通り、選挙運動はもう中盤戦だ
といわれておる。告示になつてスター
ト・ラインに候補者の顔ぶれが並んだ
ときは、勝敗は大体決つていゝといわ
れておるのです。従つて、今日各議員
諸君が選挙区に歸つて選挙運動に大
に力になつておることは、争われない
事実です。

そこで、私はあらためて解散の時期
について長官にお尋ねしたいと思ひ
ますが、河野経企長官は、解散は大体
二十四、五日ごろが適当だと思ひ、しか
も、その投票日については、あえて日
曜を必要としないと言つたというよう
なことが盛んに新聞に流布されてお
ります。また、自民党の選挙対策委員
長の大野伴睦氏は、解散は二十五日ご
ろが適当だというようなことを述べ
ております。担当大臣としてのあなた
は、選挙のあらゆる手続あるいは各選挙
管理委員会等の準備の都合もあると思
ひます。担当大臣として、あなたにつ
きまして、あなたは、閣僚として、し
かも内閣の連帯性からいつて——解散
の決断については岸総理の断を必要と
するでございまして、けれども、内閣の
連帯性からいつて、担当大臣として
の部長官に対して、総理としてとい
ふいろいろ相談があつてしかるべきだと思
ひます。それについて、大体解散の
めどというものは——いよいよ切迫し
て、衆目の見るところ四月中に解散す
るとするならば、二十四、五日ごろとい
うのが一応納得できるわけですが、長官
はこれについて閣僚の一人としてどの
ようにお考えになつておるか、一応はつ
きりしていただきたいと思います。

○郡国務大臣 当委員会の席上岸総理
から申し上げました通り、有権者の立
場を考へ、最も適切な時期に解散が
行われ、総選挙が執行されるのであり
まして、私は、閣僚といたしましては、
総理の意向をその通り是認すべきもの
と存じます。また、それらの場合に
おいて、選挙の執行に支障のない手
だては、主管大臣として十分講じてお
りまして、万遺憾なきを期しておる次第
でございます。

○森(三)委員 万遺憾なきを期してお
られることはもちろん必要であり、そ
うされなければならぬと思ひます。で
すが、解散の時期については、閣僚の一
人である河野一郎氏あたりがあつてい
う発言をしておりまして、せんだつて私
は当委員会におきまして総理に質問を
いたしました。総理は当初は五月十八
日の日曜を予定しておつたというよう
なことも新聞に書いておりました。た
が、せんだつては、これについて、投
票日は日曜にこだわるものではないとい
うような、非常に従来と違つた考え
を發表されておりました。長官は投票
日を日曜にしたいとお考えになつてお
るのか、あるいはそれにとこだわる必要
はないとお考えになつておるのか、御
答弁願ひたいのです。

○郡国務大臣 特にどういふ日でなけ
ればならないとは考へておりません。
○森(三)委員 そうすると、大体せん
だつて総理が答弁したと同じような御
意向のようです。農繁期を避けたいと
いうことは総理もこの間言つておられ
ましたが、長官もそのようなお考えか
どうか、これを一応お尋ねしておきた
い。

○郡国務大臣 農繁期は努めて避けて
参るべきものだと考へます。
○森(三)委員 そうしますと、投票日
が農繁期に入らないとするならば、五
月二十日前後ということになりますか
ら、それを逆算してとくと、四月二十
四、五日ないし六日ごろが最も解散の
適当な時期とあなた方はお考えになつ
ておるのではないかと私は思ひます
が、これはどうですか。

○郡国務大臣 先般総理が申し述べ、
また私がただいまお答へいたしました
ことも総理の言われるのと同じであり
まして、あとは総理がそのような前提
で判断される時期がけつこうだと閣僚
として考へております。
○森(三)委員 それから、最初、自民
党としては、盛んにメーデーに対して
おそれなして、メーデーは選挙運動
期間中に入れたくないというようなこ
とをいつておりましたが、どうも、現
在の情勢も、私が感知するところによ
りますと、メーデーを選挙運動の中に
入れるということは非常に不利だとい
う判断をされておるようでありまし
て、告示はメーデーを避けるというよ
うなお考えが非常に強いようでありま
すが、長官はどのようにお考えになつ
ておりますか。

○郡国務大臣 この点も、先般総理が、
労働者の祭典としてみんな喜んでの
けつこうであらうという意味合いのこ
とを言われております。私もメーデー
というのはそういうものだらうと思ひ
ます。それ以上に、それにどういふ工
合にかかつたらいとか悪いとかいふ
ことは考へておりません。

○森(三)委員 長官の答弁を聞いてお
りますと、大体総理の答弁されたこと

と食い違ひのないような、非常に慎重な答弁をされておるのであります。大体これでも解散の時期は二十四、五日ごろだと思ふわけでありまして。

そこで、いよいよ選挙のいろいろの手配もできておると思ふのであります。が、私は、今度政府が出された改定案を見まして、せんだつてから考へておつたが、一つの大きな疑問が出てきた。しかも、これは政府案としてごまかしのものがあるというところを痛感してきただけであります。それは選挙費用の問題であります。先ほどもちよつと述べましたように、選挙費用といふものは、各選挙区の有権者数を定員で割りまして七円をかけたものが、法定費用になつてゐるわけでありまして。この法定費用といふものは、衆議院選挙に要するところの実際の費用をいゝろんな方面から考へてきめたわけでございますが、それならば、今度はポスターも五千枚が八千枚になり、はがきも一万枚が一万五千枚になつておる。それだけ私は選挙運動に対する実際の費用が削減されてくることは当然だと思ふのであります。そうするならば、理論的にいへば、選挙費用もつと削減しなければならぬものだらう。それと同時に、従来の立法からいいますと、二十五日前に公示をするようになってゐる。今度二十日前に公示することになりましたから、明らかに五日間短縮されるわけですね。五日間短縮されるとするならば、これも当然理論的にいつて従来の選挙費用を五分の一だけ削る、こういうことを改定案として当然提出されなければならぬと思ふのです。これを見落したといふことは、長官として私は大きなミスデュークだと思ふのです。い

わゆる選挙運動の公営といふことをわれわれは多年叫んでおる。本来選挙運動に金のかからないようにすることが大切なことです。そこがねらいなんです。そうだとするならば、選挙運動期間を五分の一短縮したならば、当然選挙運動の費用も五分の一に短縮しなければ、私はこの法案としては全く大きなミスをしておるものだと思うのです。この点に対しての御答弁を願ひたいと思ひます。

○郡国務大臣 確かに、日数に應じて、事務所の借り上げ等に要します経費は、それだけ減つて参りますけれども、御承知のように、現在の積算の基礎に労働者の食費などは一ぱいに見られておりません。少し不足いたしております。それから、大した額ではございませぬけれども、ポスターの印刷なりあるいはこれを貼付いたしまするのり代といふようなものでも、結局二十日間非常に白熱して行われる状態にある。そういたしますならば、費用においてそれはどの差はない。むしろ、七円を基準にいたしておりますために、とかく御指摘のあつた労働者の弁当代といふようなことを考えます。二十日一ぱい働いて、今までその十分見ることのできなかつたものを正確に見積るといふことで、費用については手を加える必要がない、こゝういふふうに判断した次第であります。

○森(三)委員 長官の答弁は、私は非常に苦しまされな答弁だと思ふのですけれども、ポスターがふてのり代がふえる。三千枚のポスターとりのり代だけじゃないのです。それからハガキの印刷代、この程度でしよう。実際選挙

運動に一番何を使うかといふと、いわゆる自動車の借り上げ賃、それからたとえば自動車にしましても、候補者の乗る分と運動員の乗る場合と二台使えるのです。それから、マイクをつけて、許可証をつけて、そして歩く分は要らぬにしても、それ以外に候補者が別に乗つて歩くこともできるわけですからね。それから、旅費が違つてきますし、宿泊賃が違つてきます。宿泊賃は非常に大きいのです。そんなのり代とか印刷代とかは問題にならないのです。一番要るのは宿泊代なんです。その面からいふならば、五分の一削減するのは当然ですよ。私は大きな手抜きだつたと思ふのです。これに対して準備してあるというならば、兼子さんからでも答弁してよろしいと思ひますけれども、しかし、これは、何といつても、選挙公営という面から見れば、今回期間を短縮しておきながら、何ら法定費用に対して手を加へなかつたといふことは、担当の方々としても大きな手落ちだつたと思ひます。もし御所見があるならば、これに対して答弁してもらいたい。

○郡国務大臣 こまかい点は政府委員からお答えいたしますが、私は、労働者の費用でも、宿泊にいたしましては、日数が詰まつただけで減つてくるものじゃなくて、むしろ初めから非常に集中的にものが行われるのじゃないかと考へるのであります。それで、必要な活動は、個人演説会にいたしました。でも、街頭演説会にいたしました。私も、私が当初提案理由に申し述べましたように、いろいろな交通の発達や何かで、途中の時間を省きましても活動されることは、私は何ら変わりがないと思ひます。そういたしますするならば、むしろ、費用としては、こゝでもお話が出ておりましたが、現在の法定費用は何と申しましたもできるだけ守るべき費用であります。それを守つて参るようになつたし、しかしながら、今までの費用がそのまゝの割合で減らして得る費用じゃない。その間に集中して行われれば、十分あれだけの七円かけました費用だけ使つて、決してよけいな費用を認めておるというふうな法定費用ではないと私は考へます。

○森(三)委員 これは長官として非常に苦しい答弁であつて、自民党の諸君がわれわれにどういふことを言うかといふと、二十日間にすることを、なぜ君らは賛成しない、からでも案する、費用はよけいからぬで済むじやないか、こゝういふことをしよつちやう言つておられます。あなたはそういうふうないろいろな説明をされますけれども、五日間の費用といふものは、従来の二十日の五分の一短縮されるのでありますから、あなたの言うように、数学的にはそのように減らないかもしれないが、選挙といふものは、どこで一番要るかといふと、しまいにいへばなるほど要るのです。だから、二十五日でいへば、最後の五日間に一番よけいにかつた。今度二十日になると、おそろしく最後の十五日、十六日から二十日ごろにかけて一番要ると思ひますけれども、あなたのおっしゃるようなので代や印刷代なんかは問題でないものであつて、何に一番要るかといふことは、根本的に言うならば、宿泊賃、また自動車賃を借りるとか、あるいはマイクを借りるとか、あるいは人を雇ふ金がかかるとか、そういう点がたくさんある

のです。それを五日間短縮しても、何ら費用を少くする必要がないとおつしやることは、私としては納得できないのです。こゝういふ点について、一体最初からお考へになつておつたか、ならないのか。もしお考へになつておるなら、私は非常に徹底的な法案だと思ふのです。これは私はよく考へて今質問してゐるのですから、あなたもいいかげんなことを言われちゃ困るのです。

○郡国務大臣 これは、決して見落しておつたことでもなく、初めから法定費用そのものに手をつける必要はないと判断しておつたのであります。ただ根本的には、法定費用といふものが今のような工合でいゝものかどうであらうか。法定費用全体を見直すといふことは一つの問題だと思ひます。一体最も普通に行われたいときに、どれだけ要るだらうかといふと、かりにどれだけ要るのか、相当高くて、またそれに法定費用が高いといふことは、私はいいことじやないと思つております。しかしながら、全体として普通の形でいゝ費用を見るならば、選挙として必要なものだけは相ならぬことだと思つております。そうした資料も可及的に集めるように努力はいたしておりました。しかし、このたびのポスターとかのり代は確かに問題にならない程度の額でありますけれども、それ以外の活動といふものは、これで使われる労働者なり、その弁当代なり、それから動く人間なり、演説に要する経費なり、そういうものを減らして、それだけ規模が小さくなるのは私は思ひません。むしろ、御指摘のよ

のです。それを五日間短縮しても、何ら費用を少くする必要がないとおつしやることは、私としては納得できないのです。こゝういふ点について、一体最初からお考へになつておつたか、ならないのか。もしお考へになつておるなら、私は非常に徹底的な法案だと思ふのです。これは私はよく考へて今質問してゐるのですから、あなたもいいかげんなことを言われちゃ困るのです。

のです。それを五日間短縮しても、何ら費用を少くする必要がないとおつしやることは、私としては納得できないのです。こゝういふ点について、一体最初からお考へになつておつたか、ならないのか。もしお考へになつておるなら、私は非常に徹底的な法案だと思ふのです。これは私はよく考へて今質問してゐるのですから、あなたもいいかげんなことを言われちゃ困るのです。

○郡国務大臣 これは、決して見落しておつたことでもなく、初めから法定費用そのものに手をつける必要はないと判断しておつたのであります。ただ根本的には、法定費用といふものが今のような工合でいゝものかどうであらうか。法定費用全体を見直すといふことは一つの問題だと思ひます。一体最も普通に行われたいときに、どれだけ要るだらうかといふと、かりにどれだけ要るのか、相当高くて、またそれに法定費用が高いといふことは、私はいいことじやないと思つております。しかしながら、全体として普通の形でいゝ費用を見るならば、選挙として必要なものだけは相ならぬことだと思つております。そうした資料も可及的に集めるように努力はいたしておりました。しかし、このたびのポスターとかのり代は確かに問題にならない程度の額でありますけれども、それ以外の活動といふものは、これで使われる労働者なり、その弁当代なり、それから動く人間なり、演説に要する経費なり、そういうものを減らして、それだけ規模が小さくなるのは私は思ひません。むしろ、御指摘のよ

のです。それを五日間短縮しても、何ら費用を少くする必要がないとおつしやることは、私としては納得できないのです。こゝういふ点について、一体最初からお考へになつておつたか、ならないのか。もしお考へになつておるなら、私は非常に徹底的な法案だと思ふのです。これは私はよく考へて今質問してゐるのですから、あなたもいいかげんなことを言われちゃ困るのです。

うに、初めは比較的活動がにぶいの
が、後半に至りまして非常に激しくな
る。白熱する。その状態は今度は間に
早く始まるであらう。これを減らしま
すことは、候補者の十分な活動に差し
つかえを来す、そういう判断をいた
し、また事務的にもそのような結論を
出して、特にいじらなかつた次第
でございます。

○森(三)委員 長官は、そういうこと
は考えておつたけれども、特に減らさ
なかつたというのですが、これは、前々
回の選挙の際法定費用というものは引
き上げたわけですが、従来はかかる算定
の基礎を一人当り四円でしたか、それ
を今度引き上げたから、約倍近くなつ
たのです。そういう過去の引き上げ
た例から言ひまして、今回期間を短
縮したならば、当然五分の一を減すべ
きであると思うが、言うなれば、法律
上非常に困難を伴うから、ほかかむり
をして出しておいたらならなかつたのだらう
と思う。純粹に言うならば、ポスター
をふやし、葉書をふやすというよう
なことも、選挙公営の趣旨からいつてま
ことに私はけつこうだと考えておる。
しかし、それならその分だけ割らなけ
ればならぬ。たとえば葉書を五千枚ふ
やしても、一枚五円にして二万五
千円だけ出費が出るわけですが、ポス
ターにしたところで、五千枚が八千枚に
なるか、ふえた三千枚の紙代は幾らに
なるか、一枚かりに五円として一万五
千円、葉書の二万五千円とポスターの
紙代一万五千円と四万円というものが
国費で支弁されるわけですが、そういう
点から見たならば、あなたのおっしゃ
る点は逆になつてくるのじゃないです
か。国の費用を葉書、ポスターに四万

円も出すのですから、それだけ選挙活
動は徹底してくる。だからなおさら法
定費用は減らさなければならぬのじや
なかつたかと思うのですが、その点
はどうですか。

○郡国務大臣 法定費用の問題は、先
ほど述べました理由で手を触れなかつ
たのでありますが、聖恩の上から申し
まして、また実際に経費の上から
見まして、私はこれが妥当であるこ
とは希望いたしますけれども、妥当で
あるからといってこれがふえていくこ
とを私は喜ぶものではないと思ひま
す。十分将来検討はいたします。しか
し、本年度としては、あの程度の日数
の減らし方では、あるいはポスターや葉
書を公営にいたしたからといって、そ
の割にはかの活動を従来よりずっと小
型になさることは考えませんし、初め
の第一日から活発な活動が行われ、縦横
に選挙区を疾駆されることと思ひま
すので、これを減らすことは候補者に酷
であらう、こう私は考えております。
しかし、そうじゃないのだ、現在の七
円というのには非常に正しいところを
押えており、かりにその割合に減らさ
ないでも幾らか減らし得るといふ判断が
十分つきましました場合には、それはそ
のときに考えていいと思ひます。今卒然
として減らすだけの合理的な理由は発
見できないというのであります。

○島上委員 閣下連して。
森君は大へんいい問題を提起して
くれました。私は、ただいまの質問及び
御答弁を聞いておきますと、この費用
の点に關してはきわめておさなりで、
どんな方式で、合理的な根拠は一つも
ないと思ひます。どうも、今の長官
の御答弁からしても、この点はどうい

べん根本的に検討して、合理的な基礎
の上に算出することが必要であらうと
思ひます。そういうことが痛感され
ました。幾ら解散を前にして法案の成
立を急ぐといへども、国民の納得の
できるような合理的なものでないこと
は、われわれに賛否の態度を決すること
ができないわけですが、これは突つ返
りで質問すると大へん時間がかかりま
すし、きょうは五時になりましたから簡
単にしておきますが、集中的に今まで
より活発に運動をしますと、五日
日間の短縮によつても、たとえば労働
者の数は変わらないといふことが出て
くるかもしれない。あるいはポスター
や葉書をふやしたことによつて、そうい
う方面の労力が今までよりよけい
あるといふことも出てくる。それはわか
る。しかし、五日間の短縮でかなり
の他の経費の節減が考えられるので
す。経費の節減といふことも提案理由
の一つになつておるのですが、そうい
うことの合理性も何らない。もう一つ
は、昭和三十一年二月と今日とでは、労働
者の労働賃であるとか、食費、宿泊料、
こういふものについて、やはり合理的
な再検討を加えなければならぬと思
ひます。労働者の基本給日給三百五
十円内となつております。これは当時
も議論されましたけれども、今、日雇
い労働者の日当は三百九十円になつて
おるはずですが、当時からも教回上つ
てゐる。三百五十円内といふのは、日
雇い労働者のA級の日当といふのも
B級の日当よりなお安いといふこと
で、実情に合致しないといふことが出
てきておる。こういう点も実情に合
うように合理的に改正して、そこから七
円が妥当であるか、あるいは八円が妥

当であるか、六円でもいいかといふ数字
が割り出されて来なければほんとう
じやないと思ひます。当てずつぽう
に答へられてゐる。午前の公聴会で、
婦人の公述人が、どんな方式の改正
だ、こう言つておりましたが、まさに
その通りなんです。私は、この日当、宿
泊費等についても、三十年二月と三年
以上経つた今日とではただけ違ふか
知らぬけれども、一ぺん検討してみな
ければ合理的な数字は出て来ないと思
ひます。こういう点について長官は
どのようにお考えになつておられますか。

○郡国務大臣 さきに主として参議院
議員の部分の御改正を願つたのであり
ますが、三十日を二十五日にいたしま
す場合に、一人区では一円七十五銭、
二人区では二円六十五銭ですが、あれ
を手をつけさせずに、まず五日間の短
縮によつては差はないものであらうと
いう考え方で、費用の点は従来通り据
え置きをお願いした次第でございます。
しかしながら、おっしゃるやうに、
その間に数年を経て参りますときに、
一つ一つについては費用の検討をすべ
きものもございましょう。それらにつ
いては十分検討をいたしますけれども、
参議院議員の三十日を二十五日に
いたしました場合の考え方と同じよう
な考え方では、このたびの五日間の短縮
は取り扱つた次第でございます。

○島上委員 時計を見ながら質問して
いるので、肝心な問題はまだ残ります
けれども、少くとも合理性がないとい
ふことは事実である。法定費用という
ものを根本的に再検討するといふ
ことも必要です。しかし、物価の変動
に伴う今私が指摘したような問題の検
討が、根本的な検討でなくとも必要が

あると思ひます。たしか、けさの新
聞か、きのうの新聞だと思ひますが、
法定費用を合理的に改正して、べらば
うに選挙費用を使うことを抑制する措
置をとるべきではないかといふ投資が
載つておりました。今全国平均七十二
万円ですが、七十二万円選挙をやる
ものはごく少いと思ひます。これが
つまり一般に常識化してゐるやうで
す。ですから、その七十二万円が少な
過ぎるというのなら、今言つたやう
に、日当から、実費弁償から、宿泊費
をして、そこから割り出したものを
費用を出す。それで法定費用以外の支
出については相当嚴重に取り締める。
うまいふりにしませんと、世間の常識
は、法定費用は一応あるけれども、あ
れは守らなくてもいいものだといつた
ような常識が、もう一般化してゐる。
これでは困るわけなんです。あつてな
いにひとしい法文になつてしまふ。で
すから、私も、法定費用はぜひ守
る、また守らなければならぬ、その
ためには、合理的な基礎の上で算出し
て、運動する者も国民も納得できるよ
うなものではないければならぬ、こう思
ひます。御答弁を求めると、おそらく
同じやうなことを言うでしよう。しか
し、私は先ほど来の長官の御答弁は納
得しません。合理的な根拠といふもの
が何にもなくて、間に合せるための、
この法律を成立させるための、どう
な方式の考え方であるといふことだけ
をのりつきり申し上げておきます。もう御
答弁はして求めません。この問題は
なお十分に検討する必要があるとい
ふことだけを申し添えておきます。

○森(三)委員

私は、これはもう自分で非常に考えた問題であつて、現に、私自身が——私の選挙区では大体町村が七十くらいあるのです。ところが、選挙運動期間が二十日になりましたために、従来回つておつたところを回り切れないところがたくさんできるわけです。五日間は、もう立合演説の回数だつて減るし、個人演説の回数だつて減るし、それから実際に回つておれわが回つておつたところだつて回り切れるものではないとせん。従つて、それだけやはり押えんとするならば、費用が節限されるというふうに私は一面考へておつたのです。ところが、今郡長官の御答弁を聞いてみると、いや経費はそんなに減るわけはないということを言われましたので、私は、自分の考へ方と食い違つた答弁が行われておるので、不思議に思つていろいろです。私は、先ほどから申し上げたように、ポスターも三千枚もふえる、はがきも五千枚もふえたのです。非常にわれわれは選挙がしやすくなつたわけであつて、それだけ結局二十日間に短縮されたことに対するところの埋め合せも、そこでもつて多少はできるわけですね。と同時に、われわれは、従来回つておつたところを結局回り切れなくなるのだから、それだけ行けない町村がさらに増加するわけです。従つて、一番私の選挙区でかかるところの宿泊費というものは、それだけかからぬ。それからまた自動車を使うところの費用もかからない。従つて、応援介士に対するところのあらゆる費用であるとか、あるいは労務者であるとか、そういうものも実際にかつてこなくなつてくるのであつて、五日間の短

縮ということば、五分の一削減されることは明らかです。従来二十五日であつた場合においては、最後の五日間が一番金がかかるとき、今度二十日間になれば、おそらくその二十日間のうちの最後の五日間というものが一番金のかかるときと思うのでありますが、何といつてもそれだけ私は経費というものは減つてくるのだと思ふ。従つて、この法案について、私はそれだけの法定費用の改正という問題をこゝで取り上げることが当然であつたと思つております。長官はこれに對してどういふお考えか、あらためて御答弁願います。

○郡務大臣

法定費用については、先ほど島上委員御指摘のような個々の中身についての問題もございます。それでありますから、衆議院、参議院を通じて、将来、十分実情にも合せまして、そうして検討することはいたします。それから、事務局の話でありますけれども、参議院を三十日を二十五日にいたしましたも、それぞれ届出等を見ましてもさして変りがない状態であり、果して減るものかどうか、これについてはもつと調査をいたし検討をいたした上できめたいと思ひます。

○森(三)委員

時間もありませんから、この問題につきましてはまたあらためて質問したいと思ひますが、どの選挙を見ましても、日にちが減れば、それだけ運動費用が減つてくるのは当りまえであつて、私は、長官の答弁にはどうしても納得できないので、またあらためて質問を続行することに、本日はこの程度にしておきます。

○南委員長

ほかに質疑がなければ、本日の質疑は終了いたしました。

次会は明十五日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十七分散会

昭和三十三年四月十九日印刷

昭和三十三年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局